

○高知市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱

平成28年7月1日
告示第120号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施に関し、法、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 総合事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会参加の促進を図るとともに、被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

(事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 第1号事業

ア 第1号訪問事業(法第115条の45第1項第1号イに規定する事業をいう。以下同じ。)

(ア) 指定相当訪問型サービス(第1号訪問事業のうち、省令第140条の63の6第1号に該当するものとして高知市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準を定める要綱(令和6年告示第122号。以下「基準要綱」という。)第2章に定める基準を満たすものをいう。以下同じ。)

(イ) 訪問型サービスA(第1号訪問事業のうち、省令第140条の63の6第2号に該当するものとして基準要綱第4章に定める基準を満たすものをいう。以下同じ。)

(ウ) 訪問型サービスB(第1号訪問事業のうち、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援をいう。)

(エ) 訪問型サービスC(第1号訪問事業のうち、理学療法士、作業療法士等が原則として3か月以内の期間で行うものをいう。)

イ 第1号通所事業(法第115条の45第1項第1号ロに規定する事業をいう。以下同じ。)

(ア) 指定相当通所型サービス(第1号通所事業のうち、省令第140条の63の6第1号に該当するものとして基準要綱第3章に定める基準を満たすものをいう。以下同じ。)

(イ) 通所型サービスA(第1号通所事業のうち、省令第140条の63の6第2号に該当するものとして基準要綱第5章に定める基準を満たすものをいう。以下同じ。)

(ウ) 通所型サービスB(第1号通所事業のうち、住民主体による要支援者等を中心とした定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくりをいい、次項に掲げる一般介護予防事業のみを実施する場合を除く。)

(エ) 通所型サービスC

ウ 第1号生活支援事業(法第115条の45第1項第1号ハに規定する事業をいう。)

エ 第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。以下同じ。)

(ア) ケアマネジメントA(第1号介護予防支援事業のうち、次の(イ)及び(ウ)に該当するもの以外のものをいう。以下同じ。)

(イ) ケアマネジメントB(第1号介護予防支援事業のうち、サービス担当者会議及びモニタリングを省略したものを見たものをいう。以下同じ。)

(ウ) ケアマネジメントC(第1号介護予防支援事業のうち、基本的にサービス利用開始時のみ行うものをいう。以下同じ。)

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

(対象者)

第5条 前条第1号(エ)を除く。)に掲げる事業の対象者(以下「事業対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者(以下「居宅要支援被保険者」という。)

(2) 市内に住所を有する65歳以上の者であって、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号。以下「告示」という。)様式第1の質問項目(以下「基本チェックリスト」という。)に対する回答の結果に基づき、告示様式第2に掲げるいづれかの基準に該当するもの(以下「基本チェックリスト該当者」という。)

(3) 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者であって、要介護認定を受ける日以前に前条第1号(ア)(ア), (イ)(ア)及び(エ)を除く。)に掲げる事業を利用していたもの

(有効期間)

第6条 基本チェックリスト該当者の有効期間は、第1号に掲げる期間と第2号に掲げる期間を合算して得た期間とする。

- (1) 基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日から当該日の属する月の末日までの期間
- (2) 2年間

2 基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日が月の初日である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる期間を有効期間とする。

3 要支援認定(法第19条第2項に規定する要支援認定をいう。以下同じ。)を既に受け、かつ、要支援認定の有効期間の満了に当たり、基本チェックリストの実施によって事業対象者となった場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該有効期間の満了の日の翌日から2年間を有効期間とする。

4 事業対象者が、基本チェックリストの実施によって基本チェックリスト該当者でなくなった場合における有効期間は、当該基本チェックリストを実施した日の属する月の末日までとする。

(総合事業の実施方法)

第7条 総合事業は、市が実施するもののほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

- (1) 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者(以下「指定事業者」という。)による実施
- (2) 法第115条の47第4項の規定による委託を受けた者による実施
- (3) 省令第140条の62の3第1項第2号の規定による補助を受ける者による実施

(指定の申請)

第8条 法第115条の45の5第1項の規定による指定の申請は、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則(平成24年規則第40号。以下「指定規則」という。)様式第1号により行うものとする。

2 前項の申請は、事業開始予定の2月前までに市長に対し行わなければならない。

(指定の基準)

第9条 省令第140条の63の6に規定する市が定める基準は、基準要綱の定めるところによるものとする。

(指定の拒否)

第10条 市長は、指定事業者の指定について、当該事業者が前条に規定する基準を満たした場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定をしないことができる。

- (1) 当該事業所に係る指定事業者の指定を行うことにより、高知市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超えると認められるとき。
- (2) 申請者が、前条に規定する基準に従って適正な運営をすることができないと認められるとき。
- (3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 申請者が、法その他政令第35条の2に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、法第7条第9項に規定する社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法(昭和25年法律第226号))の規定による国民健康保険税を含む。以下「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が当該処分に係る保険料等の納付義務を負うこと)を定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。)を引き続き滞納している者であるとき。
- (7) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (8) 法第70条第2項第6号の3に規定する申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
- (9) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第13条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (10) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に、特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第13条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (11) 第9号に規定する期間内に第13条第2項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の

役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(12) 申請者が、指定の申請前5年以内に法第8条第1項に規定する居宅サービス事業又は法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(13) 申請者の役員等のうちに第3号から第7号まで又は第9号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(指定の期間)

第11条 指定事業者に係る省令第140条の63の7の市が定める期間は、6年とする。

(指定の更新)

第12条 法第115条の45の6第1項の規定により指定事業者の更新を受けようとする者は、指定規則様式第2号により現に受けている指定の有効期間の満了日の2月前までに市長に申請しなければならない。

(変更等の届出)

第13条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、第8号、第12号、第14号及び第15号に掲げる事項に変更があったときは指定規則様式第4号により、事業を再開したときは指定規則様式第5号により、それぞれ10日以内に市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、指定規則様式第6号により、その廃止又は休止の日の1月前までに市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第14条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止するときは、書面により、当該指定事業者に通知するものとする。

(指定事業者により実施する第1号事業に要する費用の額)

第15条 指定事業者による第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る費用の額は、次の各号に掲げる事業に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 指定相当訪問型サービス 10円に別表第1により算定した単位数を乗じて得た額

(2) 指定相当通所型サービス 10円に別表第2により算定した単位数を乗じて得た額

(3) 訪問型サービスA サービス1回の利用につき200単位とし、10円に単位数を乗じて得た額

(4) 通所型サービスA サービス1月の利用につき、基本チェックリスト該当者及び要支援1の者は1,337単位、要支援2の者及び第5条第3号に該当する者は2,742単位とし、10円に単位数を乗じて得た額

(5) ケアマネジメントA 10円に別表第3により算定した単位数を乗じて得た額

(6) ケアマネジメントB 10円に別表第3により算定した単位数を乗じて得た額

(7) ケアマネジメントC 10円に別表第3により算定した単位数を乗じて得た額

(指定事業者により実施するときの第1号事業支給費の支給)

第16条 市長は、事業対象者が指定事業者による第1号訪問事業又は第1号通所事業を利用したときは、当該事業対象者に対し、第1号事業支給費(法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。)を支給する。

2 第1号事業支給費の額は、前条の規定により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。ただし、次の各号に掲げる事業対象者に係る第1号事業支給費の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する事業対象者(次号に掲げる事業対象者を除く。) 前条の規定により算定した費用の額の100分の80に相当する額

(2) 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する事業対象者 前条の規定により算定した費用の額の100分の70に相当する額

3 災害その他の特別の事情があることにより、事業対象者が第1号事業に必要な費用を負担することが困難であると市長が認める場合における前項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の90から100分の100までの範囲内の割合」と、同項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の80から100分の100までの範囲内の割合」と、同項第2号中「100分の70」とあるのは「100分の70から100分の100までの範囲内の割合」とすることができる。

4 法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費を支給する場合における第2項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の90から100分の100までの範囲内の割合」と、同項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の80から100分の100までの範囲内の割合」と、同項第2号中「100分の70」とあるのは「100分の70から100分の100までの範囲内の割合」とすることができる。

5 法第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費を支給する場合における第2項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の90から100分の100までの範囲内の割合」と、同項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の80から100分の100までの範囲内の割合」と、同項第2号中「100分の70」とあるのは「100分の70から100分の100までの範囲内の割合」とすることができる。

6 事業対象者が指定事業者による第1号訪問事業又は第1号通所事業を利用したときは、市長は、当該事業対象者が当該指定事業者に支払うべき当該事業に要した費用について、第1号事業支給費として当該事業対象者に支給すべき額の限度において、当該事業対象者に代わり、当該指定事業者に支払うものとする。

- 7 前項の規定による支払があったときは、事業対象者に対し第1号事業支給費の支給があつたものとみなす。
- 8 第6項の規定による場合における第1号事業支給費の審査及び支払に関する事務は、法第115条の45の3第6項の規定により高知県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(支給限度額)

第17条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定に基づいて介護予防サービス費等区分支給限度基準額として厚生労働大臣が定める額(以下「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」という。)について同条第1項の規定により算定した額とする。

- 2 基本チェックリスト該当者が総合事業を利用する場合(指定事業者のサービスを利用する場合に限る。)の支給限度額(以下「事業対象者支給限度額」という。)は、要支援状態区分要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第55条第1項の規定により算定した額に相当する額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本チェックリスト該当者が次の各号のいずれかに該当する状態であつて、永続的な支援が必要と市長が認めた場合には、事業対象者支給限度額は、要支援状態区分要支援2に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第55条第1項の規定により算定した額に相当する額とすることができる。
 - (1) 慢性心不全、腎不全等により、食事管理又は健康管理が必要な状態
 - (2) 認知機能の低下により、生活障害が生じている、又は生じ始めている状態
 - (3) 関節リウマチ、緑内障等の改善が見込めない、又は進行が予測される状態

(本市の区域外の事業所に係る特例)

第18条 市の区域外に所在する事業所(市長が必要と認めるものに限る。)に係る指定事業者の指定の基準、指定の拒否、指定事業者による第1号事業に要する費用の額及び第1号事業支給費の支給については、第9条、第10条、第15条及び第16条の規定にかかわらず、当該事業所の所在する市町村(特別区を含む。)の要綱等で定めるところによる。

(利用料)

第19条 市長は、事業対象者が指定事業者による第1号訪問事業又は第1号通所事業を利用したときは、利用料を請求することができる。

- 2 前項の利用料は、第15条の規定により算定された費用の額から第16条の規定により算定された額を控除した額とする。

(総合事業に係る利用手続)

第20条 事業対象者は、第1号訪問事業又は第1号通所事業を利用しようとするときは、高知市介護保険条例施行規則(平成12年規則第57号)様式第17号の2により市長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出は、事業対象者に代わって、当該事業対象者に対して第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターが行うことができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、総合事業の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指導及び監査)

第21条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、指定事業者、第7条第2号に規定する委託を受けた者及び同条第3号に規定する補助を受ける者に対して、指導及び監査を行うものとする。

- 2 前項の指導及び監査に関し、必要な事項は、市長が別に定める。
(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第8条から第14条までの規定は、平成28年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第4条第1号イ(イ)並びに同条第2号ア及びエの事業については、この要綱の規定は、当分の間、適用しない。
(準備行為)
- 3 第20条の規定に基づく総合事業に係る利用手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

附 則(平成30年4月1日告示第79号の2)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年8月1日告示第171号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に行われた第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成30年10月1日告示第194号)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行し、この要綱による改正後の別表第2第2項の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に行われた第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費(この要綱による改正前の高知市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表第2第2項の規定により算定するものを除く。)の支給については、なお従前の例による。

附 則(令和元年8月23日告示第98号)

この要綱は、令和元年8月23日から施行する。

附 則(令和元年10月1日告示第110号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に行われた第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

附 則(令和3年7月27日告示第150号)

この要綱は、令和3年7月27日から施行し、この要綱による改正後の高知市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和3年11月17日告示第208号)

この要綱は、令和3年11月17日から施行し、この要綱による改正後の高知市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱の規定は、令和3年10月1日から適用する。

附 則(令和5年4月1日告示第57号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、この要綱による改正後の高知市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱の規定は、令和4年10月1日から適用する。

附 則(令和6年7月1日告示第121号)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の高知市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱(以下「第1条新要綱」という。)の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定による改正後の高知市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱(以下「第2条新要綱」という。)の規定は令和6年6月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 令和7年3月31までの間は、第1条新要綱別表第1第4項、別表第2第4項及び別表第3第1項第3号の規定は、適用しない。ただし、通所型サービス費を算定している事業所が感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。

- 4 令和7年3月31までの間は、第2条新要綱別表第1第14項第1号アの規定は適用せず、第2条新要綱別表第1第14項第1号イの規定の適用については、当該規定中「賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上」とあるのは、「賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上」とする。

- 5 令和6年5月31において、現に旧介護職員処遇改善加算(第2条の規定による改正前の高知市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱(次項において「旧要綱」という。)別表第1第14項から第16項まで又は別表第2第25項から第27項までに規定する介護職員処遇改善加算をいう。)を算定しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算(旧要綱別表第1第19項又は別表第2第30項に規定する介護職員等ベースアップ等支援加算をいう。次項において同じ。)を算定していない事業者が、令和8年3月31までの間において、介護職員等処遇改善加算(I)から(IV)まで(第2条新要綱別表第1第14項から第17項まで又は別表第2第25項から第28項までに規定する介護職員等処遇改善加算(I)から(IV)までをいう。次項において同じ。)のいずれかを算定する場合には、当該事業所が仮に介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の3分の2以上を介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる賃金(退職手当を除く。)に充てなければならない。

- 6 令和6年5月31において、旧介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算(旧要綱別表第1第17項及び第18項又は別表第2第28項及び第29項に規定する介護職員等特定処遇改善加算をいう。)又は介護職員等ベースアップ等支援加算のうちいずれかの加算を受けている事業所のうち、直ちに介護職員等処遇改善加算(I)から(IV)までに移行することのできないものについては、令和7年3月31まで又は介護職員等処遇改善加算(I)から(IV)までに移行するまでのいずれか早い日までの間は、第2条新要綱別表第1第14項から第17項まで及び別表第2第25項から第28項までの規定は適用せず、市長が別に定める基準により介護職員等の処遇改善のための加算を行うものとする。

別表第1

第1号訪問事業に係る費用(1月につき)

- 1 利用者に対して、指定相当訪問型サービス事業所(基準要綱第5条第1項に規定する指定相当訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、指定相当訪問型サービスを行った場合の単位数は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める単位数とする。
 - (1) 介護予防サービス計画(基準要綱第15条に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)において週に1回程度の指定相当訪問型サービスが必要とされた者 1,176単位
 - (2) 介護予防サービス計画において週に2回程度の指定相当訪問型サービスが必要とされた者 2,349単位
 - (3) 介護予防サービス計画において前号に規定する回数の程度を超える指定相当訪問型サービスが必要とされた者(要支援状態区分が要支援2である者に限る。) 3,727単位
- 2 前項については、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。
- 3 基準要綱第37条(基準要綱第67条において準用する場合を含む。)に規定する措置を講じていない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、第1項に規定する単位数(以下この表において「所定単位数」という。)の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 4 基準要綱第27条第1項(基準要綱第67条において準用する場合を含む。)に規定する措置を講じていない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 5 指定相当訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定相当訪問型サービス事業所と同一の建物(以下この項において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、正当な理由なく、指定相当訪問型サービス事業所において、算定日が属する月の前6月間に提供した指定相当訪問型サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者(指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に提供されたものの占める割合が100分の90以上の場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。
- 6 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)第1号に規定する地域に所在し、かつ、1月当たりの実利用者数が5人以下であって、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの(やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)により、市長に対し、厚生労働省老健局長(以下「老健局長」という。)が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定相当訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 7 指定相当訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(基準要綱第10条に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。)を越えて、指定相当訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 8 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、第1号訪問事業に係る費用は、算定しない。
- 9 利用者が一の指定相当訪問型サービス事業所において指定相当訪問型サービスを受けている間は、当該指定相当訪問型サービス事業所以外の指定相当訪問型サービス事業所が指定相当訪問型サービスを行った場合は、第1号訪問事業に係る費用は、算定しない。
- 10 指定相当訪問型サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画(基準要綱第41条第2号に規定する訪問型サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者(基準要綱第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った場合又は当該指定相当訪問型サービス事業所の他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、初回加算として1月につき200単位を所定単位数に加算する。

- 11 サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(高知市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年条例第24号。以下「条例」という。)第80条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。), 指定介護予防通所リハビリテーション事業所(条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「医師等」という。)の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく指定相当訪問型サービスを行ったときは、初回の当該指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に、生活機能向上連携加算(Ⅰ)として100単位を所定単位数に加算する。
- 12 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師等が、指定介護予防訪問リハビリテーション(条例第79条)に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。), 指定介護予防通所リハビリテーション(条例第117条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。)等の一環として当該利用者の住宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師等と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく指定相当訪問型サービスを行ったときは、初回の当該指定相当訪問型サービスを行った日の属する月以降3月の間、生活機能向上連携加算(Ⅱ)として1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、生活機能向上連携加算(Ⅰ)を算定している場合は、この限りでない。
- 13 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)本則第129号の9に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式により届け出た指定相当訪問型サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員(高知市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年条例第10号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)第4条第1項に規定する担当職員をいう。), 介護支援専門員(同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。)又は第1号介護予防支援事業に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として1月に1回に限り50単位を所定単位数に加算する。
- 14 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式により届け出た指定相当訪問型サービス事業所が利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)として前各項の規定により算定した単位数の1000分の245に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- (1) 介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれかにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の增加分を含む。)が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ア 当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定されることが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。
- イ 介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められるもののうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合は、この限りでない。
- (2) 前号の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。
- (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難であるため、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(当該加算による賃金改善分を除く。)を見直す場合は、この限りでない。
- (4) 前号ただし書に規定する場合は、当該見直しの内容を市長に届け出ること。
- (5) 事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。
- (6) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (7) 労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第10条第2項に規定する労働保険料をいう。)の納付が適正に行われていること。
- (8) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

- (9) 前号の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (10) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- (11) 前号について、全ての介護職員に周知していること。
- (12) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
- (13) 前号に規定する仕組みについて書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (14) 第2号の規定による届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。
- (15) 前号の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- (16) 当該事業所に併設する指定訪問介護事業所(高知市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第19号)第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)において、訪問介護費における特定事業所加算(I)又は特定事業所加算(II)(厚生労働大臣が定める基準本則第3号イ又はロに規定する加算をいう。)のいずれかを届け出ていること。
- 15 前項第1号から第15号までに掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式により届け出た指定相当訪問型サービス事業所が利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、介護職員等処遇改善加算(II)として第1項から第13項までの規定により算定した単位数の1000分の224に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、介護職員等処遇改善加算(I)を算定している場合は、この限りでない。
- 16 第14項第1号ア及び第2号から第14号までに掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式により届け出た指定相当訪問型サービス事業所が利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、介護職員等処遇改善加算(III)として第1項から第13項までの規定により算定した単位数の1000分の182に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、介護職員等処遇改善加算(I)又は介護職員等処遇改善加算(II)を算定している場合は、この限りでない。
- 17 第14項第1号ア, 第2号から第11号まで及び第14号に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式により届け出た指定相当訪問型サービス事業所が利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、介護職員等処遇改善加算(IV)として第1項から第13項までの規定により算定した単位数の1000分の145に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、介護職員等処遇改善加算(I), 介護職員等処遇改善加算(II)又は介護職員等処遇改善加算(III)を算定している場合は、この限りでない。

別表第2

第1号通所事業に係る費用(1月につき)

- 1 電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式により届け出た指定相当通所型サービス事業所(基準要綱第44条第1項に規定する指定相当通所型サービス事業所をいう。以下同じ。)において、指定相当通所型サービスを行った場合の単位数は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める単位数とする。
 - (1) 介護予防サービス計画において週に1回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者 1,798単位
 - (2) 介護予防サービス計画において週に2回程度又は2回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者 3,621単位
- 2 指定相当通所型サービスの月平均の利用者(基準要綱第44条第1項第3号に規定する利用者をいう。)の数が基準要綱第49条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)に定められている利用定員を超える場合又は指定相当通所型サービス事業所の看護職員(看護師又は準看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が基準要綱第44条第1項第2号若しくは同項第3号に定める員数に満たない場合の単位数は、第1項に規定する単位数の100分の70に相当する単位数とする。
- 3 基準要綱第57条において準用する基準要綱第37条に規定する措置を講じていない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、前2項の規定により算定した単位数(以下この表において「所定単位数」という。)の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 4 基準要綱第57条において準用する基準要綱第27条第1項に規定する措置を講じていない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 5 指定相当通所型サービス事業所の通所型サービス従業者(基準要綱第44条第1項に規定する通所型サービス従業者をいう。以下同じ。)が、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定相当通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 6 受け入れた若年性認知症利用者(政令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となつた者をいう。以下同じ。)ごとに個別の担当者を定めていることを電子情報処理組織を使用する方法によ

り、市長に対し、老健局長が定める様式により届け出た指定相当通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定相当通所型サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1月につき240単位を所定単位数に加算する。

7 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、第1号通所事業に係る費用は、算定しない。

8 利用者が一の指定相当通所型サービス事業所において指定相当通所型サービスを受けている間は、当該指定相当通所型サービス事業所以外の指定相当通所型サービス事業所が指定相当通所型サービスを行った場合は、第1号通所事業に係る費用は、算定しない。

9 指定相当通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定相当通所型サービス事業所と同一建物から当該指定相当通所型サービス事業所に通う者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、1月につき当該各号に定める単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(1) 第1項第1号を算定している場合 376単位

(2) 第1項第2号を算定している場合 752単位

10 利用者に対して、その居宅と指定相当通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位(第1項第1号を算定している場合は1月につき376単位を、第1項第2号を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし、前項の規定を適用する場合は、この限りでない。

11 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により市長に対し、老健局長が定める様式により届け出た指定相当通所型サービス事業所が、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、生活機能向上グループ活動加算として1月につき100単位を所定単位数に加算する。ただし、利用者に対し第13項から第16項までの規定による加算のいずれかを算定している場合は、この限りでない。

(1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定相当通所型サービス事業所の通所型サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画(基準要綱第59条第2号に規定する通所型サービス計画をいう。以下同じ。)を作成していること。

(2) 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

(3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

12 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により市長に対し、老健局長が定める様式により届け出た第2項に規定する場合に該当しない指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この項において同じ。)を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が次項の栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は算定しない。

(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1人以上配置していること。

(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下この項及び次項において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

13 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により市長に対し、老健局長が定める様式により届け出た第2項に規定する場合に該当しない指定相当通所型サービス事業所が、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として1月につき200単位を所定単位数に加算する。

(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1人以上配置していること。

(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- 14 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により市長に対し、老健局長が定める様式により届け出た第2項に規定する場合に該当しない指定相当通所型サービス事業所が、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この表において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算(I)として1月につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上加算(II)を算定している場合は、この限りでない。
- (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1人以上配置していること。
 - (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
 - (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
 - (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- 15 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により市長に対し、老健局長が定める様式により届け出た第2項に規定する場合に該当しない指定相当通所型サービス事業所が、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、口腔機能向上サービスを行った場合は、口腔機能向上加算(II)として1月につき160単位を所定単位数に加算する。
- (1) 前項第1号から第4号までに掲げる基準に適合していること。
 - (2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- 16 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により市長に対し、老健局長が定める様式により届け出た指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、一体的サービス提供加算として1月につき480単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善加算、口腔機能向上加算(I)及び口腔機能向上加算(II)を算定している場合は、この限りでない。
- (1) 第13項から第15項までに掲げる基準に適合していること。
 - (2) 利用者が指定相当通所型サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。
- 17 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式により届け出た指定相当通所型サービス事業所が利用者に対し指定相当通所型サービスを行った場合は、次の表に掲げる利用者の要支援状態区分に応じ、サービス提供体制強化加算(I)として1月につき同表に定める単位数を所定単位数に加算する。
- (1) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が、100分の70以上であること又は介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が、100分の25以上であること。
 - (2) 第2項に規定する場合に該当しないこと。

利用者の要支援状態区分	単位数
要支援1	88単位
要支援2	176単位

- 18 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式により届け出た指定相当通所型サービス事業所が利用者に対し指定相当通所型サービスを行った場合は、次の表に掲げる利用者の要支援状態区分に応じ、サービス提供体制強化加算(II)として1月につき同表に定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、サービス提供体制強化加算(I)を算定している場合は、この限りでない。
- (1) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が、100分の50以上であること。
 - (2) 第2項に規定する場合に該当しないこと。

利用者の要支援状態区分	単位数
要支援1	72単位
要支援2	144単位

19 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式により届け出た指定相当通所型サービス事業所が利用者に対し指定相当通所型サービスを行った場合は、次の表に掲げる利用者の要支援状態区分に応じ、サービス提供体制強化加算(Ⅲ)として1月につき同表に定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又はサービス提供体制強化加算(Ⅱ)を算定している場合は、この限りでない。

(1) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が、100分の40以上であること又は指定相当通所型サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が、100分の30以上であること。

(2) 第2項に規定する場合に該当しないこと。

利用者の要支援状態区分	単位数
要支援1	24単位
要支援2	48単位

20 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式により届け出た指定相当通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合は、生活機能向上連携加算(Ⅰ)として利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき100単位を所定単位数に加算する。ただし、サービス提供体制強化加算(Ⅱ)を算定している場合は、この限りでない。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師等の助言に基づき、当該指定相当通所型サービス事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)が共同して利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) 第1号の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

21 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式により届け出た指定相当通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合は、生活機能向上連携加算(Ⅱ)として1月につき200単位を所定単位数に加算する。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定相当通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) 第1号の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

22 次の各号に掲げる基準のいずれにも該当しているものとして、市長に届け出た第2項に規定する場合に該当しない指定相当通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合は、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)として6月に1回を限度として、1回につき20単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては、この限りでない。

(1) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

(2) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

(3) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。

ア 栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月(栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。

イ 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月(口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。

(4) 他の事業所において口腔連携強化加算を算定していないこと。

23 次の各号に掲げる基準のいずれかに適合しているものとして、市長に届け出た第2項に規定する場合に該当しない指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)として、6月に1回を限度として、1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)を算定している場合又は当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては、この限りでない。

(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ア 前項第1号に掲げる基準に適合していること。

イ 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月(栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。

ウ 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月でないこと。

(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ア 前項第2号に掲げる基準に適合していること。

イ 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月でないこと。

ウ 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月(口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。

エ 他の事業所において口腔連携強化加算を算定していないこと。

24 次の各号に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式により届け出た指定相当通所型サービス事業所が利用者に対し指定相当通所型サービスを行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

(1) 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(2) 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、指定相当通所型サービスの提供に当たって、第1号に規定する情報その他指定相当通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

25 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式により届け出た指定相当通所型サービス事業所が利用者に対し指定相当通所型サービスを行った場合は、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)として前各項の規定により算定した単位数の1000分の92に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(1) 別表第1第14項第1号から第14号までに掲げる基準に適合していること。

(2) 当該事業所に併設する指定訪問介護事業所において、訪問介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又はサービス提供体制強化加算(Ⅱ)(厚生労働大臣が定める基準本則第5号イ又はロに規定する加算をいう。)のいずれかを届け出ていること。

26 別表第1第14項第1号から第15号までに掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式により届け出た指定相当通所型サービス事業所が利用者に対し指定相当通所型サービスを行った場合は、介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)として第1項から第24項までの規定により算定した単位数の1000分の90に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)を算定している場合は、この限りでない。

27 別表第1第14項第1号ア及び第2号から第14号までに掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式により届け出た指定相当通所型サービス事業所が利用者に対し指定相当通所型サービスを行った場合は、介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)として第1項から第24項までの規定により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)又は介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)を算定している場合は、この限りでない。

28 別表第1第14項第1号ア、第2号から第11号まで及び第14号に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式により届け出た指定相当通所型サービス事業所が利用者に対し指定相当通所型サービスを行った場合は、介護職員等処遇改善加算(IV)として第1項から第24項までの規定により算定した単位数の1000分の64に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、介護職員等処遇改善加算(I)、介護職員等処遇改善加算(II)又は介護職員等処遇改善加算(III)を算定している場合は、この限りでない。

別表第3

1 ケアマネジメントAに係る費用(1月につき)

- (1) ケアマネジメントAを行った場合の単位数は、442単位とする。
- (2) 指定介護予防支援等基準条例第28条の2に規定する措置を講じていない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、前号に規定する単位数(以下この表において「所定単位数」という。)の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- (3) 指定介護予防支援等基準条例第20条の2第1項に規定する措置を講じていない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- (4) 新規にケアマネジメントを行った場合で、別に厚生労働大臣が定める基準に該当するときは、所定単位数に、300単位を加算する。
- (5) 利用者に提供するケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)に委託する場合に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力したときは、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として300単位を所定単位数に加算する。

2 ケアマネジメントBに係る費用

ケアマネジメントBを行った場合の単位数は、300単位とする。

3 ケアマネジメントCに係る費用

ケアマネジメントCを行った場合の単位数は、サービス提供を開始した月に限り、1回を限度として200単位とする。